



若者に島根で働く魅力を伝えるために

# 魅力ある インターンシップ・仕事体験 支援補助金



受付開始  
**4/1(水)**  
第1回公募受付締切  
**5/15(金)**  
※2回以降予定あり

中小企業者等のみなさまが、大学生等を対象とした  
魅力あるインターンシップ・仕事体験を実施する  
取組について、経費の一部を補助します。

令和8年度  
補助上限額 補助率  
**50万円 1/2**  
要件は裏面を  
ご覧ください

## 活用イメージ

### インターンシッププログラムの設計委託費



自社の魅力が  
伝わるような  
受け入れ内容に！

### インターンシップ当日の運営委託費



和やかな中で  
課題に取り組める  
内容に！

### インターンシップ効果を高める研修費



質の高い  
インターンシップを  
実施するために！

### 学生向け広報費



広報費は  
全体の  
1/2まで

学生の専門性や  
キャリア形成に活かせる  
インターンシップ等を  
PR！

## 補助対象 要件の緩和

- 採用実績がない場合だけでなく、採用実績が計画に満たない場合も対象とします
- 県事業等を活用された実績があれば、新たにインターンシップ等に取り組む場合も対象とします ※詳しくは裏面(補助対象要件3)を参照ください。

要綱、様式、その他詳細については県ホームページをご確認ください。

事業 HP はこちらから



# インターンシップ・仕事体験の

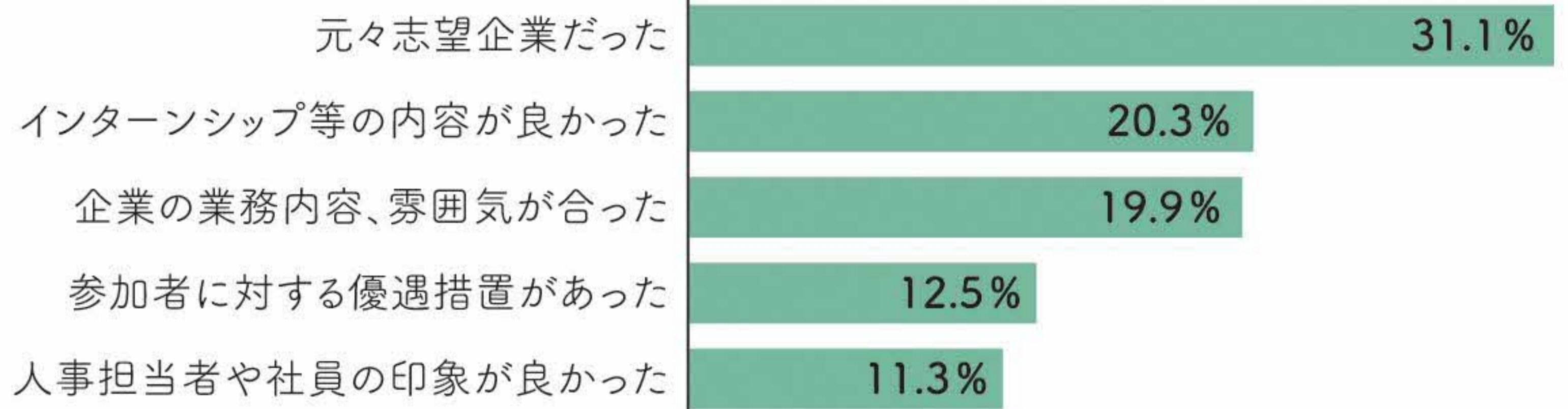
## 重要性が増しています!

インターンシップ・仕事体験は、  
学生が企業理解を深める機会として活用されています。

### ● インターンシップに参加した企業の採用選考を受けた割合



### ● インターンシップ等に参加した企業の採用選考を受けた理由



出典:マイナビ2026年卒内定者意識調査(2025年7月)

## 事業実施の流れ

### 1. 事前準備・申請

公募要領を確認し、委託事業者や取組内容を検討します。  
見積書等を添付した申請書類一式を提出します。

併せてチェックシートを提出してください

### 2. 交付決定・事業実施

採択後に、事業計画に基づき事業実施。経費や事業内容に変更があればご連絡ください。(交付要綱に基づき変更申請が必要な場合があります)

事業期間は2/15までです

### 3. 実績報告・金額確定

実績報告後、金額を確定します。  
実施後の効果調査にご協力ください

2/22着で実績報告を提出してください

## 主な補助対象要件等

### ● 対象経費

#### 1. 委託料(インターンシップ・仕事体験募集・実施にかかるもの)

- ・ 企画・運営に関する外部コンサルティング費用(委託費)
- ・ プログラム設計委託費(教材作成費を含む)
- ・ 当日の運営委託費、フォローアップ経費(外部専門家への委託費用に限る)

#### 2. 研修費

- ・ インターンシップ・仕事体験の効果向上を目的とした研修受講料

#### 3. 広報費(インターンシップ・仕事体験の募集・広報のみ)

- ・ パンフレット、チラシ、Webサイト等の作成費(デザイン制作、印刷費、Web制作費等)
- ・ 参加学生募集のための広告掲載費、募集サイト掲載費等

※「3. 広報費」は、補助対象経費全体の1/2以内

### ● 公募受付締切(郵送又は持参必着)

- 第1回 令和8年5月15日(金)17時 必着
- 第2回 令和8年6月26日(金)17時 必着
- 第3回 令和8年8月28日(金)17時 必着

### ● 補助率・補助上限額

補助率:2分の1

(補助上限額:50万円)

詳細は県HP(補助金交付要綱・公募要領)をご確認ください

※各締切において、予算上限に達した場合、募集を締め切ることがあります。

※書類不備による不採択を避けるため、各締切日の10日前までに事前相談(書類一式(作成中で可)をメールで送付の上、電話連絡)をお願いします。

### ● 補助対象要件

1	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等であること ・ みなし大企業でないこと ・ 過去に「本補助金」又は「(新卒)採用ブランディング支援補助金」の交付を受けた者を除く ・ 資本金を持たない法人(社会福祉法人、医療法人など)は、常時雇用する従業員の数が300人以下であること
2	下記アからウの <b>全て</b> の条件を満たすこと ア 2027年3月卒業予定の大学生等を対象とした採用計画が1名以上あること イ(公財)ふるさと島根定住財団が運営する求人サイト(ジョブカフェしまね)に求人情報を掲載していること ウ 厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスに「新規学卒者等」の区分で求人情報を掲載していること
3	下記①か②の <b>いずれか</b> の条件を満たすこと ①2024年4月～2026年3月内に、インターンシップ・仕事体験を募集または実施したが、2026年3月卒大学生等の採用実績が計画数に満たなかった。 ②申請日以前(過年度含む)に島根県またはジョブカフェしまねが実施する以下のいずれかの事業を活用した実績があり、2026年3月卒大学生等の採用実績が計画数に満たなかった事業者が新たにインターンシップ等を募集または実施する場合。 ア「採用の専門家派遣事業」の活用実績 イ「企業支援連続セミナー」の参加実績 ウ「いきいき職場づくり支援補助金」の活用実績 エ 就職イベント(合同企業説明会等)の参加実績
4	2026年4月1日～2027年2月15日までの期間内において、ジョブカフェしまねインターンシップ等により学生募集すること
5	このほか、交付要綱第4条に定める要件を満たすこと

